

広域防災拠点施設等機能強化調査業務委託仕様書

1 総則

本仕様書は、三重県(以下「甲」という。)が受託者(以下「乙」という。)に委託して実施する広域防災拠点施設等機能強化調査業務(以下「本業務」という。)に適用する。

2 本業務の目的

大規模で広域的な災害が発生した場合に、災害応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、広域的な活動拠点として県内の5エリアに6つの広域防災拠点(北勢拠点、中勢拠点、伊勢志摩拠点、伊賀拠点、紀北拠点、紀南拠点)を整備している。

広域防災拠点施設には様々な機能があり、主な機能としては、「物資保管・集配機能」・「空輸機能」・「情報通信・連絡調整機能」・「燃料保管機能」・「応援要員受入機能」がある。

切迫性がますます高まっている南海トラフ地震などの大規模災害に備えて、熊本地震や能登半島地震において明らかになった課題を踏まえ、広域防災拠点施設の機能をさらに強化する必要がある。

本業務では、県内6か所それぞれの広域防災拠点施設において応急対策活動(物資保管・荷捌き、空輸、燃料保管、拠点外との情報通信など)を迅速かつ的確に実施するにあたっての施設における課題と対応方針を出すことを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月13日(金)まで

4 委託上限額(金額には消費税及び地方消費税を含む)

委託上限額は以下のとおりとする。

委託上限額:6,057,879 円(消費税及び地方消費税 550,716 円を含む)

5 必要書類の提出等

乙は、本業務に係る契約の締結後、速やかに三重県防災対策部災害対策推進課(以下「本課」という。)に、以下の書類を提出するものとする。

- (1) 業務計画書
- (2) 工程表
- (3) その他本課が必要とする書類

6 業務内容

(1) 業務計画

本業務を円滑に遂行するために、本業務の目的・趣旨を把握したうえで、必要な業

務計画の立案を行うとともに、技術的方針、作業スケジュールを検討し、業務計画書を立案・作成し、甲の承諾を得たうえで提出すること。

(2) 広域防災拠点施設の現状把握

既存資料及び現地踏査等により、広域防災拠点施設の現状(応急対策活動する際に必要となる資機材、設備、広域防災拠点施設へのアクセス状況など)を把握する。

【三重県 広域防災拠点一覧】

	名称	住所
①	三重県広域防災拠点 (北勢拠点)	三重県四日市市中村町2281-2
②	三重県広域防災拠点 (中勢拠点)	三重県鈴鹿市石薬師町452
③	三重県広域防災拠点 (伊勢志摩拠点)	三重県伊勢市朝熊町字東谷3477-15
④	三重県広域防災拠点 (伊賀拠点)	三重県伊賀市荒木1856
⑤	三重県広域防災拠点 (東紀州〔紀北〕拠点)	三重県尾鷲市光ヶ丘28-61 ※県立特別支援学校東紀州くろしお学園おわせ分校の校舎の一部を活用
⑥	三重県広域防災拠点 (東紀州〔紀南〕拠点)	三重県熊野市久生屋町1330-2

(3) 広域防災拠点施設に求められる機能の検討

①現状求められている機能についての検討

能登半島地震や熊本地震などでの課題を踏まえ、応急対策活動を行う際に、三重県広域防災拠点施設等基本構想[改訂版](平成25年3月策定)で広域防災拠点施設に求められている機能を発揮できているかどうかについて、施設ごとに検討を行う。

②新たに求められる機能についての検討

能登半島地震や熊本地震などでの課題を踏まえ、応急対策活動を行う際に、広域防災拠点施設に新たに求められる機能を整理し、その機能が発揮できるかどうかについて、施設ごとに検討を行う。

(4) 機能強化方針の検討

(3)を踏まえて、現状の広域防災拠点施設における課題に対する対応方針を施設ごとに提案する。

(5) 有識者等への意見聴取

ア (2)～(4)の検討において、有識者や物資輸送を担う物流事業者(日本トラック協会等)、三重県庁内の関係部局等へのヒアリングを実施する。回数は4回を想定する。

なお、意見聴取を行う有識者等は、甲乙協議のうえ、決定する。

イ 乙は、各ヒアリングでの検討資料及びヒアリングごとの議事録の作成を行うものとする。

(6) 報告書作成

本業務に関する検討結果を報告書としてとりまとめること。

7 照査

本業務の実施にあたっては照査技術者を定めるとともに、業務の特性をふまえた照査計画書を作成し、照査を実施する。

8 打ち合わせ協議

本業務の打ち合わせは、初回、中間(2回)、成果品納入時の計4回を基本とする。

初回と成果納入時には管理技術者が同席する。

打ち合わせは基本対面とするが、協議によりオンラインによる実施も可とする。

9 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。なお、すべての成果品については、電子媒体の形式でもあわせて提出するものとする。提出先は11に記載のとおりとする。

Word、Excel、PowerPoint(バージョン2016が対応可能なもの)、PDFファイル等をCD-R、DVD-R等に保存したものを基本とすること。

(1) 業務報告書(A4版)2部

(2) 業務成果概要書2部

(3) 電子記憶媒体(三重県CALS電子納入運用マニュアルによる)3部

10 成果品の権利

本業務において作成した成果品の著作権、特許権、使用权等の諸権利は甲に属するものとする。

11 納品場所

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県庁5階 防災対策部災害対策推進課（企画・体制整備班）

12 貸与資料

本業務では、以下の資料を貸与する。

なお、三重県より貸与する資料については、破損、滅失、盗難等の事故がないよう十分に注意し、慎重に取り扱うものとする。

また、貸与した資料は本業務完了後に速やかに三重県に返却するものとする。

- ・三重県広域防災拠点施設等基本構想[改訂版](平成25年3月策定)
- ・三重県広域受援計画(令和5年3月修正)
- ・三重県地域防災計画 風水害等対策編(令和6年3月修正)
- ・三重県地域防災計画 地震・津波対策編(令和6年3月修正)
- ・南海トラフ地震対策の強化に向けた取組方針【発災当時から復旧フェーズ版】
～能登半島地震支援活動の「気づき」をふまえて～(R6.10 三重県作成)
- ・そのほか、業務を実施するうえで必要と認められる資料

13 守秘義務

本業務の実施過程で知り得た情報については、甲の了解なく第三者に漏らしてはならない。

14 その他の注意事項

- (1) 本業務において、各種資料の使用や、必要に応じて現地調査を行うにあたり、関係者の承認が必要な場合は、原則として乙がその手続きを行うものとする。
また、法令等により官公庁への申請が必要な場合についても、同様とする。
- (2) 乙は、本業務を履行するにあたっては、甲と緊密に連絡をとりながら、本仕様書に定めるところにより、誠実に履行するものとする。
- (3) 本業務の内容は、本業務委託仕様書に記載されている内容を基本とするが、物資輸送を担う物流事業者や有識者、関係部局等へのヒアリングの意見を踏まえて実施するものとする。
- (4) 本業務委託仕様書に定めた事項に関して疑義が生じた場合は、又は定めのない事項については、甲及び乙双方協議の上、決定するものとする。